

コンテンツの利用に係る 諸外国の動向等

デジタル放送におけるコピー制御に関する海外の動向

	地上デジタル放送の動向	コピー制御	備 考
米国	1998年11月 放送開始 2009年2月 アナログ停波	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロードキャストフラグについてFCCが2003年に定めたが、法廷にて無効と判断され、現状はコピー制御は行われていない。 ・ブロードキャストフラグの法制化を含む法案が上下両院で審議されているが、成立の見通しは立っていないといわれる。 ・下院で行われた公聴会にて、映画製作者(MPAA)、放送事業者(NAB)、機器メーカ(CEA)、消費者団体(Public Knowledge)が意見陳述を行った。
フランス	2005年3月 放送開始 2012年1月 アナログ停波	無	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法の改正が行われ(2006年8月3日成立)、「技術的手段(注:コピーコントロール、アクセスコントロール等)は私的複製の例外の享受を妨げるものであってはならない」(著作権法第331-8条)との規程が追加された。また、その監視については「技術的手段規制局」(独立の行政機関)の任務とされた。
韓国	2001年10月 放送開始 2005年12月 地上波DMB(*)放送開始 2010年 アナログ停波	無	<ul style="list-style-type: none"> ・地上波デジタル放送においてはコピー制御は行われておらず、特段議論にはなっていない。 ・地上波DMB*におけるコピー制御については若干の議論があるが、DMBの普及率はまだ低く、関係者全てによる大きな議論には到っていない。(放送事業者が機器メーカに録画機能制限の要請書を送っているという状況。)

(*) DMB: デジタル・マルチメディア放送。携帯電話等の携帯端末向けの放送サービスで、衛星DMB(2005年1月放送開始、有料放送)と地上波DMB(無料放送)とがある。地上波DMBではコピー制御は行われていない。

米国における動向

これまでの経緯

2003年11月 FCC(連邦通信委員会)規則として「ブロードキャストフラグ」を発表

「消費者がデジタルコピーを作成する能力には影響しない。インターネットを通じた大量配信を防ぐことが目的である。」

(http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/DOC-240759A1.pdf)

ブロードキャストフラグのしくみ

放送局:

・無差別再配信不可の番組の電波信号にはフラグを立て、OKの番組はフラグを寝かせる

機器(DTV放送を受信できる機器 - TVチューナ付きPCを含む):

・フラグの有無を検出

・フラグ有り、またはフラグを検出しない場合は、FCCが認可した技術でのみデジタル記憶・出力可能(解像度を落とす場合は除く)

消費者:

・ホームネットワークにおいてFCCが認可した保護技術又は、当該保護技術が認定した別の保護技術間ならコピーも移動も自由

・インターネットを通じた場合でも限定少数への配信はOK

・対象期間以前に出荷するDTVやDVR(デジタルビデオレコーダ)は適用対象外、アナログ出力は適用対象外

2005年5月、連邦控訴裁判所は、ブロードキャストフラグ(に関するFCC規則)を無効とした

・図書館関係団体、言論団体、消費者団体などの訴えを認めた

・FCCにはブロードキャストフラグに関する規則を定める権限がない、というのが判決の理由

・この判決にかかわらず、以前から米国の地デジのコピー制御は行われていない。仮に、ブロードキャストフラグ規制が有効であったとしても、この規則の目的は、インターネットへの無差別配信を防止することにある。

現在の状況

上下両院にて、FCCに規則制定権限を授権する規程も含めて法案審議中(注1)

・上院商業・科学・エネルギー委員長が提出した法案では、例えば次のような内容が盛り込まれている

- ホームネットワーク内でのデジタルテレビ・コンテンツのコピー・移動を認める

- デジタルテレビ・コンテンツの一部抜粋のインターネットでの配信を認める

- ニュース番組や公共の問題に関する番組は通常ではフラグを立てない

・上院、下院それぞれにおいて公聴会を開催し、利害関係者が意見陳述(注2) 次ページ参照

【下院】

<http://energycommerce.house.gov/108/Hearings/06272006hearing1960/hearing.htm>

【上院】

http://commerce.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=Hearings.Hearing&Hearing_ID=1753

http://commerce.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=Hearings.Hearing&Hearing_ID=1754

http://commerce.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=Hearings.Hearing&Hearing_ID=1767

(注1)法案成立の見込みはきわめて低いとの報道があるが、この法案が通信、放送等に関連する非常に多くの項目を含んでおり、その中でも「ネット中立性」が大きな議論となっているために、法案全体としての成立が困難になっている状況にあるとされている。

(注2)下院公聴会(2006年6月27日)では、ブロードキャストフラグについて4者が意見陳述を行った

放送事業者団体	NAB	: National Association of Broadcasters(全米放送事業者協会)
権利者団体	MPAA	: Motion Picture Association of America(全米映画協会)
機器メーカー団体	CEA	: The Consumer Electronics Association
消費者団体	Public Knowledge	

米国における動向

下院公聴会における意見陳述の概要

利害関係者	賛否	主張のポイント
放送事業者団体 (NAB)	賛成: ブロードキャスト フラグは導入さ れるべき	<ul style="list-style-type: none"> 放送局、とくにローカル局の収入および権利を保護するためには、ブロードキャストフラグは必要。 ローカル局においてはニュースや公共番組がほぼ唯一の著作物であり、フラグの対象外とすべきではない。 フェアユースの権利は保護されるべき。 許可されていない大量のインターネット再送信により、ローカル市場における権利が骨抜きにされ、タイムシフトサービス市場の収入減少、視聴率の混乱、信頼性低下などが懸念される。
権利者団体 (MPAA)	賛成: ブロードキャスト フラグは導入さ れるべき	<ul style="list-style-type: none"> インターネット上での無許可の再配信によってコンテンツ制作者や権利者の意欲や利益が減少するのを防ぐために、ブロードキャストフラグは必要。(*1) 消費者にとって、ブロードキャストフラグは不具合をもたらすものではない。 <ul style="list-style-type: none"> - テレビ番組の録画に影響を与えない(*2) - 私的利用を制限しない(数を制限されないデジタルコピー、ホームネットワーク内での利用等) - 既存の家電製品に影響を与えない より安全な配信方法が確保されることで優良コンテンツの配信が増えることにより)選択肢拡大という利益をもたらす。逆に、安全な配信方法がない場合には、コンテンツの価値を保護するために限定された利用者にもみ高品質のコンテンツが提供されるようになり、ひいては国民の知る権利の侵害となる。(*3)
機器メーカー団体 (CEA)	反対はしてい ないが幾つかの条 件を提示	<ul style="list-style-type: none"> FCCが先のブロードキャストフラグ規制で示した、インターネットへの“大量無差別再配信”を防ぐという目的を超えた規制を行うべきではない。 消費者のフェアユース、ニュース、公共の問題に関する番組、遠隔地教育に関する例外を規定すること。 消費者の、私的かつ非商業的な家庭での複製等の通常の権利が、確固たる表現により保障されるべき。
消費者団体 (Public Knowledge)	反対: このような規制 は問題である	<ul style="list-style-type: none"> ブロードキャストフラグのような規制は問題である。 <ul style="list-style-type: none"> - 政府が市場に介入すべきでない(政府が特定の技術を強制すべきでない) - 消費者のフェアユースの権利・知る権利・選択肢などを制限し、合法的な活動が侵害される - 機器の互換性低下等による買い替えなど、消費者の負担が増大する 制作者、権利が主張するような「高品質のコンテンツのテレビ放送からの消滅」は起きていない。(*4) ブロードキャストフラグにより、デジタル移行が減速する可能性もある。(現在のアナログテレビよりも、新しいデジタルテレビの方が低機能、と消費者が考えるかもしれない。)(*5) FCCが過大な権限を保有することになる。(本来は議会が定めるべき事項をFCCが定める権限をもつことになる。)

米国における動向

下院公聴会における意見陳述の概要(前ページ関連部分の抜粋・抄訳)

- (*1) (デジタルテレビ放送は)暗号化やその他の技術的プロテクトなしに放送されており、デジタルテレビ放送のコンテンツをインターネットなどのデジタルネットワークで再配信しようとする者に対する技術的プロテクトが存在しない。
反対に、ケーブルテレビや衛星放送、認可されたインターネット配信でさえ、違法な再配信に対するプロテクトをかけることができる。
デジタルテレビ放送のコンテンツの大規模な再配信の可能性(危険性)は、質の高いコンテンツの所有者が配信を許可する意欲を減退させる。
- (*2) ブロードキャストフラグ規則の採択の後で、FCCは、録画されたテレビ番組にインターネット経由でアクセスする技術を含む、13の技術を認定した。
重要なことは、ブロードキャストフラグはテレビ番組の録画には何の影響も及ぼさないということだ。ブロードキャストフラグは、消費者がデジタル放送番組の録画(物理的なデジタルコピー)する際の数限定しないし、配信プロテクトがかかっているデジタル放送のコンテンツの個人的なデジタルネットワーク環境での利用を妨げない。さらに、ブロードキャストフラグの実行は、既存の家電製品に影響を与えない。機器に対する価格的な影響は取るに足らないものになるだろう。
- (*3) この格差(注:上記(*1)の内容)は、2009年を期限とするアナログからデジタルへの強制移行の準備に伴い、より多くの消費者がデジタル放送を通じてコンテンツにアクセスできるようになると、もっと明白になっていくだろう。
コンテンツ所有者は、インターネットによる再配信はコンテンツの価値を著しく下落させると考え、所有するコンテンツを何らかのプロテクトを講じるチャンネルのみを通じて配信することにしよう。
高価値の番組が配信されないと、ローカル局は視聴者を失い、その結果、収入も失うこととなる。こうした収入の減少は、彼らの存続を危うくし、多くの米国民にとっての地域や公共的ニュースの情報源をも危うくする。
- (*4) ハリウッドのブロードキャストフラグの仕組みに対する主張の中核は、次のように言い換えることができる。「もし、高品質な高解像度のテレビコンテンツの無差別な再配信の恐れが軽減されなければ、放送業者はコンテンツを利用できなくなり、米国全体のデジタルテレビへの移行も遅くなる。」
一例を挙げると、Viacomは2002年に「もし、ブロードキャストフラグが次の夏までに導入され、実施されなければ、CBSは2003年から2004年のテレビシーズン向けの高解像度での番組の制作をやめるだろう。そして、ブロードキャストフラグによるセキュリティが無ければ、パラマウントはデジタルコンテンツを作る意欲を低下させるだろう。」
他方、ブロードキャストフラグが高品質なコンテンツとデジタルテレビへのスムーズな移行に必要なかという議論は、市場によって否定されてきた。一つ目に、放送業者は高解像度テレビ向け、または、高解像度テレビで視聴可の「高品質」なコンテンツを作っており、テレビショーの50%、66%のプライムタイムの番組が高解像度放送である。「高品質」なスポーツ番組の放送業者、Monday Night Football、Super Bowl、NBA Finals、NCAA Final Four college Basketball championship、FIFA World Cup、Major League Baseball's All-Star Game、などの有名なスポーツイベントは、1年を通してHDで放送されている。
- (*5) 第二に、デジタルテレビ受信機の売り上げの継続的な伸びからいって、アメリカ国内のデジタルテレビへの移行は加速していて、減速はしていない。家電協会(CEA)によると、デジタルテレビの売り上げは60%の伸びで、170億ドル。Forrester Researchによると、1600万のアメリカの家庭がデジタルテレビを持っている。2006年には、その数は2600万、もしくは、4家庭の一つは所持しているようになる、と予想されている。消費者が高価な新しいテレビが前の物よりも低機能であることに気づいた時、ブロードキャストフラグはデジタル移行を遅らせる原因となるかもしれない。

米国における動向

FCC Report and Order and Further Notice of Proposed Rulemaking (FCC03-273) 2003.11.4 議論の概要

問題意識

コンテンツのオーナーは、安全で保護された形式で消費者に高価値のデジタル・コンテンツの利便性を保証することが、コンテンツ保護の仕組みに求められていると主張する。他の者は、コンテンツを保護するための技術的手段を用いることが、消費者が好きなときに好きな場所で番組を楽しむことを制約するという懸念を述べる。デジタルテレビへの移行を進めるためには、ときに相反するこうした関心事項の間で微妙なバランスをとらなければならない。

結論

私たちは、大量無差別の再配信の潜在的な脅威が、コンテンツのオーナーにとって、コンテンツ保護の仕組みなしに放送経路から流れる高価値のデジタル・コンテンツを制作することの妨げになるだろうと結論づける。高価値のデジタル放送コンテンツが広範で無差別に再送信される脅威は、切迫してはいないが、それは目前にあるものであり、地上テレビ放送が生存する上で潜在的な害悪を未然に防ぐため、先手を打つ行動が求められている。

現段階で私たちが利用可能な仕組みのうち、ATSCフラグを基にした仕組みが、消費者の放送番組の利用と楽しみを保護しつつ、デジタルテレビ放送コンテンツが無差別に再送信されないであろうという納得をコンテンツのオーナーに与えるものだろうと確信する。

論点例 『デジタル放送のコンテンツ保護の適切なタイプ』

【FCC主張】 - コピー制御よりも再配信制御のほうが適切なデジタル放送の保護形態だということに同意する。

【利害関係者の意見】 - デジタル放送の再配信は制限するが、消費者が彼らの個人的な利用のために番組をコピーすることを妨げないような再配信制御システムの利用を提唱する。(MPAA)
- デジタル放送を消費者が録画することが制限されてはならないことに多くの意見が原則として同意する。

論点例 『デジタル放送コンテンツの無差別な再配信の潜在的脆弱さの検討』

【FCC主張】 - 近い将来、技術的制限によりインターネットでのHDTVの再配信が妨げられることを認めるが、私たちは技術進歩により著作権侵害行為の可能性が増加することを予想する。
- 私たちは、デジタルテレビ放送の再配信制御の目的が、このようなコンテンツのインターネット上での無差別な再配信を妨げることにあるという私たちの意図を明確にしたい。
- 私たちのこの目的は、
(1) 消費者が、著作権法と矛盾しない家庭もしくはそれに類似した個人的な環境の中で、放送番組をコピーしたり、使用したり、または再配信したりすることを妨げたり排除したりすることではないし、
(2) インターネットを使って、無差別な再配信から適切に保護される場所へデジタル放送コンテンツを送ることを妨げることではない。

【利害関係者の意見】 - 権利者と放送事業者は、デジタル放送のコンテンツは保護されていなければならない、なんらかの保護の仕組みがない場合、高い価値のコンテンツはテレビ放送を控え、有料サービスに移行すると、一様に主張する。(MPAA, NMPA, NABA)
- これに対する意見では、この扱いは大袈裟であり、近い将来HD品質のデジタルコンテンツのインターネットでの再配信はブロードバンドの容量の限界により妨げられると主張する。一般の人が使うブロードバンドスピードでは1時間のHDTVの放送プログラムをアップロードするために4日かかることが示している。(HRRC, PK&CU)

フランスにおける動向

著作権法改正の経緯

2001年5月	「情報社会における著作権の及び関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する2001年5月22日指令」(EU「情報社会指令」) ・コピープロテクトの回避に関する規制 ・著作権管理情報の保護 ・一時固定の拡大(ISPや通信事業者にも適用) ・私的コピーの概念の明確化
2005年7月	欧州共同体委員会が「情報社会指令」を国内法化していない国に制裁を科すと表明
2005年9月	フランス政府は憲法に定める緊急手続きをとると決定(審議の迅速化のため)
2006年3月17日	審議終了
2006年3月21日	下院で可決
2006年3月22日	上院で審議開始
2006年5月10日	上院で修正案をまとめる 両院同数委員会に付託、案の作成
2006年6月30日	両院で採択
2006年7月7日	憲法評議会に対する合憲性の疑義申し立て(社会党議員より)
2006年7月27日	憲法評議会、法案の一部条文が憲法違反であると判断
2006年8月3日	「情報社会における著作権及び著作隣接権に関する2006年8月1日法2006-961号」は憲法違反であると判断された部分を除き、公布

「私的使用」の規定

【フランス:著作権法】

- 第122の5条 著作物が公表された場合には、著作者は、次の各号に掲げることを禁止することができない。
- (1) もっぱら家族の集まりにおいて行われる私的かつ無償の上演・演奏
 - (2) 複写する者の私的使用に厳密に当てられる複写又は複製であって、集団的使用を意図されないもの。ただし、原著物が創作された目的と同一の目的のために使用されることを意図される美術の著作物の複写及び第122の6の1条第3項に規定する条件において作成される保全コピー以外のソフトウェアの複写並びに電子データベースの複写又は複製を除く。
 - (3) ~ (5) 略

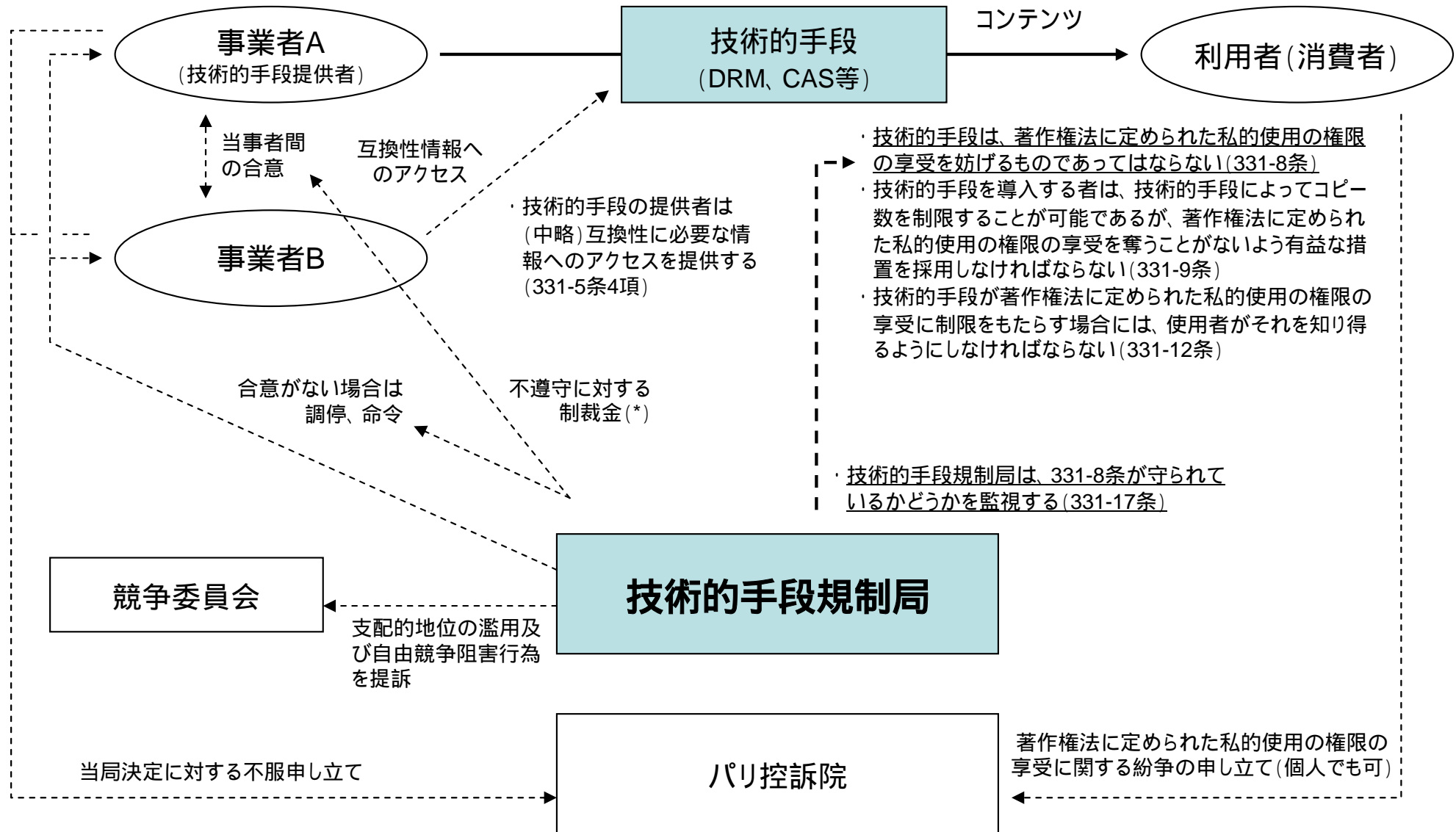
【日本:著作権法】

- 第三十条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。
- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合
 - 二 技術的保護手段の回避(技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合

フランスにおける動向

「技術的手段規制局」の機能

・効果的な技術的手段は保護される
(331-5条1項)



(*)最高額は、1事業年度の税抜き世界的総売上の5%か、150万ユーロ(331-7条5項)

注:条文はすべてフランス著作権法

参考: 井奈波朋子「フランスにおける情報社会指令の国内法化について - 下院通過後の動向」

韓国における動向

地上波テレビ放送におけるコピー制御に関する動向

政府の政策には、デジタル放送コンテンツ保護技術の開発・国際標準化に重点を置き、国のIT産業の成長に繋げようとする意図が見られる。

デジタルTVにおけるコピー制御に関しては特段の議論はみられない。

携帯端末向け地上波放送(地上波DMB)においては議論がある。ただ、DMBの普及率はまだ高くなく、権利者団体、消費者団体までを巻き込んだ大きな動きには至っておらず、放送事業者が機器メーカーに録画機能制限の要請書を送っている状況。

政府	<p>放送コンテンツ保護技術の開発及び国際標準化へまず尽力。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2005年4月に国のIT戦略であるIT839の一環として「中長期情報保護ロードマップ」を発表。2006～2007年に関連技術開発及び標準化、2008年以降の放送コンテンツ保護管理システム構築を目指す。(*1) 韓国電子通信研究所(ETRI)はデジタル放送コンテンツの相互運用に利用できるDRMフレームを開発・国際標準化を進めている。(*2)
放送事業者	<p>地上波放送局は著作権保護のシステムを開発。適用は法制度の状況による。</p> <ul style="list-style-type: none"> KBSはHD放送にリアルタイムでwatermarkを入れるシステムを構築したが、地上波放送での適用方針は公表していない。(*3) <p>地上波放送4社(KBS1、KBS2、SBS、MBC)は、コピー制御の必要性を政府に提案中といわれる。</p>
	<p>地上波DMBについて、端末業者にDMB録画機能制限を要請。(*4)</p> <ul style="list-style-type: none"> DMB(携帯向け地上波デジタル放送)事業者団体の地上波DMB特別委員会は、機器メーカーにDMB録画機能制限を要請中。 機器間、PCネットワーク経由での大量コピーを問題視。(静止画はOK、他のPCへの1分程度の伝送はOK、等)
機器メーカー	<p>地上波DMB特別委員会の要請に対して、一部メーカーは応じたが、ほとんどは録画とデータ伝送ができることをむしろ売り物にしている。(*4)</p> <p>著作権の問題が生じた場合も、使用者の責任であってメーカーとは関係ないという意見もある。(*4)</p>
権利者団体	<p>現在地上波DMBの普及率は高くなく、まだ著作権団体の関与はない。(*4)</p>
消費者団体	<p>現在地上波DMBの普及率は高くなく、録画機能制限の議論には消費者等まで巻き込んでいる状況ではないが、一般TVからの録画ができるように、地上波DMBも同じく私的用の録画とデータ伝送ができることを主張する傾向が見られる。(*4)</p> <p>機器の性能を制限することに対しても反対の声がある。(*4)</p>

韓国における動向

参考URL等

- (*1) 2005.04に韓国情報通信部が公開した「中長期情報保護ロードマップ」のうち、放送と通信の融合コンテンツ技術確保及び流通管理体系構築の内容
< 下記参照 >
- (*2) 2006.9 ETRI関連記事
http://news.naver.com/news/read.php?mode=LSD&office_id=098&article_id=0000172150§ion_id=117&menu_id=117
- (*3) KBS放送技術研究チームのホームページ、コンテンツ著作権保護研究の概要
http://tri.kbs.co.kr/research/research_03.html
- (*4) 各種記事
 2006.1, 2006.2, 地上波DMB特別委員会の端末ベンダーへの要請に関する記事
http://cafe.naver.com/dmbphone.cafe?iframe_url=/ArticleRead.nhn%3Farticleid=1444
http://news.naver.com/news/read.php?mode=LSD&office_id=031&article_id=0000077355§ion_id=105&menu_id=105
 2006.9 PC用地上波DMB受信機出仕関連記事
http://news.naver.com/news/read.php?mode=LSD&office_id=030&article_id=0000154363§ion_id=105&menu_id=105
 2004 音源著作権団体と携帯電話ベンダー、携帯電話事業者との紛争に関する記事(ブログ)
<http://blog.naver.com/comsnake?Redirect=Log&logNo=80001132154>
http://cafe.naver.com/mymp3.cafe?iframe_url=/ArticleRead.nhn%3Farticleid=588
http://www.mymits.net/zboard/zboard.php?desc=asc&id=news&no=373&sc=on&select_arrange=headnum&sn=off&sn1=&ss=on

< 放送と通信の融合コンテンツ 保護技術確保および流通管理体系の構築 >

	第一段階(2005)	第二段階 (2006 ~ 2007)	第三段階 (2008 ~)
端末間のコンテンツ流通制御技術の確保		<ul style="list-style-type: none"> 放送コンテンツ情報保護管理フレームワーク開発 放送コンテンツ保安技術標準化 	<ul style="list-style-type: none"> 相互運用性に対応する適応形放送コンテンツ保護管理システムの構築
T-Commerce保護対策準備		<ul style="list-style-type: none"> T-Commerce保安フレームワーク技術開発 	<ul style="list-style-type: none"> 放送と通信の融合形 T-Commerce保安技術開発
制限受信技術確保		<ul style="list-style-type: none"> 制限受信核心要素技術及びコンテンツ保護連動技術開発 	<ul style="list-style-type: none"> 状況認知型制限受信技術開発
有無線機器向けの不健全コンテンツ遮断技術	<ul style="list-style-type: none"> 有無線における有害情報遮断及び防止技術開発 	<ul style="list-style-type: none"> 有無線オンデマンドマルチメディアサービスの不健全情報遮断システム開発 	<ul style="list-style-type: none"> ユビキタス形マルチメディアサービスの不健全情報遮断システム開発